

府中市住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

府中市長 小野 申 人

府中市住宅耐震化促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の住宅の耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強い都市構造を形成することに寄与するため、住宅の耐震化を行う者に対し、府中市住宅耐震化促進支援事業補助金を予算の範囲内で交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和57年府中市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 市内に存する木造在来軸組工法又は伝統的構法の住宅であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）であること。
 - ウ 地階を除く階数が2以下であること。
 - エ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。
 - オ 居住の実態がある住宅であること。
 - カ 販売を目的とするものでないこと。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断資格者 府中市木造住宅耐震診断費補助実施要綱（平成29年府中市告示第122号）第2条第3号に規定するものをいう。
- (4) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）に基づいて、建築士が補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

- (5) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (6) 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年広島県規則第48号）第4条第1項第1号に規定する耐震改修計画判定書をいう。
- (7) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の補助対象住宅を、0.3以上向上し、かつ、1.0以上にするために必要な補強計画で、木造住宅耐震診断資格者が作成するものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア その計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して行うもの
 - イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの
- (8) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し、補強計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成することをいう。
- (9) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で、木造住宅耐震診断資格者が工事監理することをいう。
- (10) 除却工事 耐震診断の結果の上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下の補助対象住宅を取り壊すことをいう。
- (11) 現地建替え工事 除却工事後、同一の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (12) 非現地建替え工事 除却工事後、別の敷地に、新たに住宅を建築することをいう。
- (13) 居住誘導区域 府中市立地適正化計画において、都市の居住者の居住を誘導すべき区域として指定した区域をいう。
- (14) 市街化区域 備後圏都市計画府中市都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図る区域として指定した区域をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税の滞納がない場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は居住者
- (2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）完了後も市内に居住する者。ただし、次条に規定する補助対象工事のうち、非現地建替え工事及び除却工事を行う者を除く。

2 申請者が所有者でない場合、申請者は、所有者の同意を得て耐震改修工事その他要綱に定める手続を行うものとする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が補助対象住宅について行う耐震改修工事、現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事(以下「補助対象工事」という。)とする。

2 補助対象者が、除却工事の後、次に居住する住宅は、地震に対して安全な構造であることとする。

3 補助対象事業を行う場合、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合、その状況を改善することとする。

4 補助対象費用(消費税及び地方消費税を含む。)、補助金の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)及び区域要件は、別表第1のとおりとする。

5 補助金の交付は、同一補助対象住宅について1回限りとする。

6 「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」(平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知)に基づき、補助金の額に、課税仕入れに係る消費税額(地方消費税額を含む。)として控除できる部分の金額が含まれる場合は、補助金の額から当該控除額を除くものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助対象事業の着手前に、府中市住宅耐震化促進支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 申請者は、個人情報目的外利用により必要な情報を直接収集されることに同意する場合は、第1項に掲げる書類の一部を省略することができる。

(交付等の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは府中市住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により、不交付を決定したときは府中市住宅耐震化促進支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の日以後に補助対象事業に着手するものとする。

(変更等の申請)

第7条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定後に、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、速やかに府中市住宅耐震化促進支援事業変更申請書（別記様式第7号）に、変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときは、府中市住宅耐震化促進支援事業変更決定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定後に、補助対象事業を取り止めるときは、速やかに府中市住宅耐震化促進支援事業取止届出書（別記様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る補助金の交付の決定は、その効力を失う。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、府中市住宅耐震化促進支援事業実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 着手前、工事中及び完了時の状況のわかる写真

(2) 契約書及び領収書の写し

(3) 検査済証の写し（補助対象事業が現地建替え工事又は非現地建替え工事の場合）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定したときは、府中市住宅耐震化促進支援事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、府中市住宅耐震化促進支援事業補助金交付請求書（別記様式第12号）により、市長に補助金の交付の請求をするものとする。

（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたととき。

2 前項の規定は、第9条の規定による補助金の額の確定後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、府中市住宅耐震化促進支援事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であつて、既に補助金の交付がされているときは、府中市住宅耐震化促進支援事業補助金返還命令書（別記様式第14号）により、補助事業者に補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、当該補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたとときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（指導及び助言）

第15条 市長は、補助事業者及び木造住宅耐震診断資格者に対して、住宅の耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象事業 | 耐震改修工事 | | | 現地建替え工事 | 非現地建替え工事 | 除却工事 |
|--------|--|--|--|--|---|------|
| 補助対象費用 | 補助対象住宅の耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む） | | | 補助対象住宅の現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む） | 補助対象住宅の除却工事に要する工事費 | |
| 補助金の額 | 補助対象費により積算された額で、補助対象費の内、工事費の4/5かつ、1住戸あたり1,000千円を限度とする。 | 補助対象費により積算された額で、補助対象費の内、工事費の4/5かつ、1住戸あたり700千円を限度とする。 | 補助対象費により積算された額で、補助対象費の内、工事費の4/5かつ、1住戸あたり500千円を限度とする。 | 補助対象費により積算された額で、補助対象費の内、工事費の4/5かつ、1住戸あたり1,000千円を限度とする。 | 補助対象費により積算された額の23%かつ、1住戸あたり838千円を限度とする。 | |
| 区域要件 | 居住誘導区域内に建つ住宅であること。 | 市街化区域内に建つ住宅であること。 | 市街化区域外に建つ住宅であること。 | 居住誘導区域内に建つ住宅であること。 | 別の敷地が、居住誘導区域内に建つ住宅であること。 | — |

別表第2（第5条関係）

| 提出書類 | 耐震改修 工事 | 現地建替 え工事 | 非現地建 替え工事 | 除却工事 |
|---|------------|-------------|--------------|------|
| 所有者及び建築時期が確認できる書類 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 工事見積書又はその写し | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 市税完納証明書又は市税納付状況照会承諾書（別記様式第2号） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 居住していることが確認できる書類（申請者が居住者の場合） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 現況の写真 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 工事計画書（付近見取図及び配置図を含む。） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 耐震診断結果報告書の写し（現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事の場合、簡易耐震診断結果の写しとすることができる。） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 耐震改修計画書（別記様式第3号） | ○ | | | |
| 新たに建築する住宅の設計図書（建築確認申請書） | | ○ | ○ | |
| 所有者同意書（別記様式第4号。申請者が所有者でない場合） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| アンケート | ○ | ○ | ○ | ○ |